

「救済・支援制度一覧表」

救済・支援制度項目		内容	必要事項	対応窓口
①	市民税・県民税の減免	災害の被害に遭われた方の市民税・県民税が減免されます。	申請により、申請日以降に納期をむかえる市民税・県民税分が対象となります。また、合計所得金額により、減免の割合が区分されます。	福島市役所 市民税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3791
②	市民税・県民税の雑損控除	災害の被害に遭われた方の市民税・県民税に雑損控除による所得控除があります。	災害の被害に遭われた年の翌年2～3月の市民税・県民税申告時に被害に遭われた年分の申告を行ってください。ただし、確定申告で雑損控除の手続きを行った場合は申告が不要となります。	福島市役所 市民税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3792
③	法人市民税の申告・納付期限の延長	災害の被害に遭われた法人で、⑥の法人税の申告・納付等の期限延長が認められた場合に適用されます。	⑥で認められた法人が申請し、申請内容の確認審査の上、承認します。	福島市役所 市民税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3791
④	軽自動車税の減免	翌年度の課税基準日(4月1日)までに、何らかの理由により廃車等の手続きができない場合は減免の対象となります。ただし、災害等の被害に遭った年度は減免されません。	納税通知書発付後、納期限の7日前までに申請が必要となります。	福島市役所 市民税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3713
⑤	所得税の災害減免または雑損控除	災害の被害に遭われた方の所得税の災害減免による税額控除又は雑損控除による所得控除が適用されます。ただし、両方を適用することができないため、申告者はいずれかを選択してください。	災害の被害に遭われた年の翌年2～3月の所得税確定申告時に被害に遭われた年分の申告を行ってください。	福島税務署 8:30～17:00 (土・日・祝日除く) 024-534-3121
⑥	法人税の申告・納付等の期限延長	災害の被害に遭われた個人又は法人で、申告、納付等の期限までにこれらの行為ができない場合に、税務署長の承認により申告、納付等の期限が延長されます。	「災害による申告・納付等の期限延長申請書」をやむを得ない理由がやんだ後相当の期間内に提出してください。	福島税務署 8:30～17:00 (土・日・祝日除く) 024-534-3121
⑦	法人県民税の申告・納付期限の延長	災害の被害に遭われた法人で、⑥の法人税の申告・納付等の期限延長が認められた場合に適用されます。	⑥で認められた法人が申請し、申請内容の確認審査のうえ、承認します。	福島県 県北地方振興局 県税部 8:30～17:00 (土・日・祝日除く) 024-521-2692
⑧	法人事業税の申告・納付期限の延長	災害の被害に遭われた法人で、事業年度等の終了日に決算が確定できない場合は、申告・納付等の期限延長が適用されます。	申請しようとする事業年度又は連結事業年度終了日の翌日から45日以内に申請手続きを行ってください。	福島県 県北地方振興局 県税部 8:30～17:00 (土・日・祝日除く) 024-521-2692

救済・支援制度項目		内容	必要事項	対応窓口
⑨	固定資産税の減免 (家屋、償却資産)	災害の被害に遭われた方の固定資産税が減免されます。 ※翌年度以降は、資産が減失すれば課税されません。	申請により、申請日以降に納期をむかえる固定資産税分が対象となります。また、被害の状況により、減免の割合が区分されます。	福島市役所 資産税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3716
⑩	固定資産税の申告期限の延長(償却資産)	災害の被害に遭われ、申告期限までに申告ができないと認められる場合に適用されます。	申請により、内容審査のうえ、承認された事業者が対象となります。	福島市役所 資産税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3730
⑪	被災住宅用地の特例 (土地)	災害の被害に遭われた家屋の敷地の用に供されていた土地が適用されます。 被害を受けた年度から3年間は被害に遭われた年度の価格で課税されます。	申請により、内容審査のうえ、承認された方が対象となります。	福島市役所 資産税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3715
⑫	市税の徴収猶予	災害の被害に遭われた納税者又は特別徴収義務者が納付等できないと認められる場合が対象となります。 1年間徴収猶予、やむを得ない理由がある場合は2年まで延長が可能となります。	申請により、内容審査のうえ、承認された方が対象となります。	福島市役所 納税課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3717
⑬	福島市災害見舞金等 支給事業	災害の被害に遭われた方に対して災害見舞金または弔慰金を支給します。(住家を全焼又は半焼した場合、及び火災に起因して死亡した場合)	災害内容によって異なります。	福島市役所 地域福祉課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3747
⑭	日本赤十字社福島県 支部災害救援物資取扱事業	災害の被害に遭われた方に対して救援物資(毛布、タオル等)を配布します。(住家が対象で物置等は対象外)	災害から数日かかります。	福島市役所 地域福祉課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3747
⑮	福島市営住宅への 火災仮入居	災害(火災等)により住宅が被害に遭われた方に、緊急措置として市営住宅に入居できます。	必要書類(申込書、住民票、り災証明書、印鑑) ※入居日から最長3ヶ月厳守	福島市役所 建築住宅課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3757
⑯	災害に伴う教科用図書 給与	災害で被害に遭われた児童生徒(福島市立小・中学校)への無償対象教科書が再給与されます。	申請から数日かかります。 ※通学している学校を通して申請ください。	福島市役所 学校教育課 8:30～17:15 (土・日・祝日除く) 024-525-3782